

先端設備等導入計画 変更申請に関するチェックシート及び同意書

事業者名		担当者 部署・役職・氏名	
電話番号		担当者メールアドレス（必須）	

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

申請者 チェック	飯田市 使用欄
-------------	------------

I 認定要件		
認定を受けられる「中小企業者」に該当しているか。（中小企業経営強化法第2条第1項）		
導入する先端設備等は、直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供するものか。		

II 必要提出書類		
1	先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（様式第23）および先端設備等導入計画	
2	先端設備等 導入計画 に関する確認書（認定支援機関確認書）	
3	先端設備等に係る 投資計画 に関する確認書（認定支援機関確認書）	
4	市税完納証明（市役所市民課、各自治振興センターで取得できます）※同年度(4/1～3/31)2回目以降の申請の場合不要	
5	先端設備等導入計画 変更申請に関するチェックシート及び同意書	
6	返信用封筒 ※A4の文書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量が送付可能な金額)を貼付してください。 ※クリアファイル等は不要です。同封じいただいた場合も、返送時に切手の料金不足が生じる場合があるため、返送しておりません。	
▼以下はリースの場合の追加必要書類です。 ※関係しない項目はチェック欄に斜線をひいてください。		
7	リース契約見積書の写し	
	リース事業協会が確認した軽減計算書の写し	

III 提出書類の記載事項について ※既に認定を受けた計画に追記・修正し、追記・修正部分に下線 ※番号は先端設備等導入計画の項目番号に対応		
認定申請書	申請書表紙に住所、記名があるか。（法人の場合は本社所在地、法人名、代表者役職、代表者名を記載）	
先端設備等導入計画	全体	変更を有する箇所のみ追記、修正し、追記・修正部分に下線を引いているか。計画期間の開始年月の変更をしていないか（変更不可）。
	4(1)①	具体的な取組内容については、追加で導入する先端設備等をどんな目的で導入し、どのように活用していくのか等、具体的に記載しているか。 ※既に認定を受け導入した設備についての記載を削除せず、追加設備について追記すること。
	4(1)②	将来の展望については、先端設備等導入などの取組を通じた将来の経営状況の展望について具体的に記載しているか。 ※既に認定を受け導入した設備についての記載を削除せず、追加設備について追記すること。
	4(2)	先端設備等の追加導入がある場合、計画終了時の労働生産性の目標及び伸び率は前回を超える数値としたか。 ※本制度は、労働生産性向上を目的に先端設備等を導入する計画を認定するものです。
	4(3)	追加申請する先端設備について、すでに取得した設備等が含まれていないか。（認定後に取得することが必須） ※取得…設備の所有権を得ること。納品後、自社で設置する場合は、納品時点を取得とみなします。 ※導入しなかった設備がある場合は削除し、合計数、金額を再計算し訂正。
	4(3)	「所在地」欄には当該設備等が存在する（予定を含む）場所を都道府県名及び市町村を含む住所を記載しているか（地番まで記載すること）。また、飯田市内に導入する設備等を記載しているか。
4(3)	「設備等の種類」は、減価償却資産の種類（機械及び装置／器具及び備品／測定工具及び検査工具／建物附属設備）を記載しているか。	
導入計画に関する確認書	認定支援機関確認書の認定支援機関ID番号は記載されているか。事業者名（設備導入事業者）は記載されているか。記載の計画期間は先端設備等導入計画の計画期間と一致するか。	
投資計画に関する確認書	認定支援機関確認書の認定支援機関ID番号は記載されているか。事業者名（設備導入事業者）は記載されているか。（別添）に記載漏れはないか。（別紙）は添付されているか。	

IV 固定資産税特例関係 ※税特例申請希望者のみ確認。該当しない場合税特例対象外です。関係しない項目はチェック欄に斜線をひいてください。		
対象事業者	資本金1億円以下の中小企業者、または従業員数1,000人以下の中小事業者が対象(みなし大企業不可)。	
対象設備(償却資産)	一台または一基の取得価額が機械装置160万円以上、器具備品30万円以上、工具30万円以上、建物付属設備60万円以上であること。 年平均の投資利益率が5%以上となること が見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。	

V その他 ※飯田市導入促進計画5（配慮すべき事項）関係		
本計画は、人員削減に関する取り組みではないか。また、飯田市導入促進基本計画 5（配慮すべき事項）イ～エに該当しないか。	□該当しない	
認定審査において、状況により、市税の納付状況を調べることに同意する。	□同意する	
計画認定後、飯田市から求められた場合は実施状況に係る報告を行うことに同意する。	□同意する	
同計画の申請に併せて補助金等の申請を予定している場合	補助金等名称：	

上記について、確認の上、提出します。 事業者名、代表者役職及び氏名

年 月 日